発行:(財)三重県交通安全協会三重県交通安全保会 全研修センター



三重集交通安全即修位〉《今一信品》



平成23年 交通死亡事故の特徴

平成23年中の交通事故死者95人(前年比-40人)

≪三重県警察が設置された昭和29年以来最も少なく、初めて100人を下回る。≫

●高齢死者の構成率が高い

高齢死者数は53人で、前年と比べ18人減少。

●交通弱者(歩行中・自転車乗車中)の構成率が高い

交通弱者の死者数は45人で、前年と比べ8人減少。 歩行中28人(前年比-9人)、自転車乗用中(前年比+1人)。

●飲酒絡みの事故が依然として後を絶たない

飲酒運転(原付以上の第一当事者)の事故は79件中6件。前年と比べ増減なし。

●シートベルトの非着用率が高い

四輪乗車中の死者36人中、シートベルト非着用者は18人で、前年と比べ16人減少。シートベルトをしていれば助かったと推定される死者は10人。



平成24年 三重県交通安全県民運動

三重県交通安全スローガンが変わりました!

平成24年から平成28年までの5年間にわたり、交通安全啓発活動等に使用されます。

【スローガン】

【年間重点目標】

①高齢者の交通事故防止

②子どもの交通事故防止

③自転車の安全利用の推進

4全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

⑤飲酒運転の根絶

⑥薄暮時の早めのライト点灯の推進

⑦反射材の普及

⑧若年運転者の交通事故防止

9違法・迷惑駐車の追放

【各季運動等】

・春の全国交通安全運動

4月 6日(金)~ 4月15日(日)

・夏 の 交 通 安 全 県 民 運 動

7月11日(水)~ 7月20日(金)

・秋 の 全 国 交 通 安 全 運 動

9月21日(金)~ 9月30日(日)

・年末の交通安全県民運動

12月11日(火)~12月20日(木)

・夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動

10月 1日(月)~12月31日(月)

自転車の利用について



みなさんは自転車に乗る機会はありますか?

自転車は道路交通法上、「軽車両」に分類されるため、

車道の左側を通行するのが原則ですが、次の場合に歩道を通行することができます。

歩道では歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう

自転車が歩道通行できる場合

①道路標識等で指定された場合 普通自転車通行可の標識等



- ②運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人の場合
- ③車道または交通状況からみて、やむを得ない場合

例えば...

道路工事や連続した駐車車両などのため、車道の左端の通行が困難な場合。

または、車道の交通量が多い、車道の幅が狭いなどのために、自動車と接触する危険がある場合など。





一安全ルールを守りましょう

・飲酒運転の禁止

【罰則:5年以下の懲役または100万円以下の罰金】 ※酒に酔った状態で運転した場合。

・二人乗り、並進の禁止

【罰則:2万円以下の罰金または科料】

・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

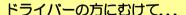
【罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

・夜間はライトを点灯

【罰則:5万円以下の罰金】

・自転車運転中の携帯電話での通話やメール等の禁止(三重県道路交通法施行細則)

【罰則:5万円以下の罰金】



自転車は基本、車道の左側を走行します。

ドライバーの方は自転車の動きに十分注意して、保護する運転に心掛けましょう。



◇ 開館時間 午前9:30~午後4:30

☆ご利用は無料です☆

◇ 休 館 日 土曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)

< 住 所 > 津市垂水2566 三重県運転免許センター4階

< TEL > 059-224-7721 < FAX > 059-224-7641



